

平成 15 年 12 月 26 日

警察本部訓令第 51 号

警察本部長

## 埼玉県地域警察運営規程

本訓令は、埼玉県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 運用体制、運用計画
- 勤務制、勤務時間、勤務の種別
- 地域警察活動の基準

等である。